## 令和元年第4回定例会 斑鳩町議会会議録

令和元年 6 月 7 日 午前 9 時 開議 於 斑鳩町議会議場

1,	出席議員	(1	3名)
-			

1番 溝 部 真紀子

2番 齋藤文夫

3番 中川靖広

4番 小城世督

5番 伴 吉晴

6番 大森恒太朗

7番 嶋 田 善 行

8番 井上卓也

9番 横田敏文

10番 坂口 徹

1 1 番 濱 眞理子

12番 木澤正男

13番 奥 村 容 子

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐 谷 容 子

係 長 岡田光代

## 1,地方自治法第121条による出席者

町 長 中西和 夫

教育長藤原伸宏

総務部長 西巻昭男

乾

善

亮

長

副

町

総務課長仲村佳真

まちづくり政策課長 本 庄 徳 光

財 政 課 長 福 居 哲 也

税務課長真弓啓

住民生活部長 加藤惠三

福祉子ども課長 中 尾 歩 美

長寿福祉課長 中原 潤

国保医療課長 猪 川 恭 弘

健康対策課長 北 典 子

環境対策課長 東 浦 寿 也

住民課長 関口 修

都市建設部長 植 村 俊 彦

建設農林課長 手 塚 仁

都市整備課長 松 岡 洋 右

上下水道課長 上 田 俊 雄

会計管理者 黒 﨑 益 範

教委総務課長 安藤晴康

生涯学習課長 栗 本 公 生

生涯学習課参事 平 田 政 彦

1,議事日程

日 程 1. 一般質問

1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長(坂口徹君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1点目は、生活保護受給者への支援についての質問でございます。斑鳩町での生活保護の受給者の世帯数、また人数を教えていただきたいと思います。また、近年の動向についても、わかれば報告いただきたいと思います。お願いいたします。

- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) 斑鳩町の生活保護受給世帯の関係の推移等でございます。 過去5か年の数字のほうを述べさせていただきたいたと思います。平成27年3月末現 在では153世帯248名、平成28年3月末現在では163世帯259名、平成29 年3月末現在では165世帯256名、平成30年3月末では172世帯268名、本 年3月末現在では176世帯273名となっております。
- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。この5年間でも世帯数、人数ともに増加をしているということがこの数字からもわかります。ですが、全国でのこの保護の受給者の増加は顕著であり、斑鳩町だけが増加しているというのではございません。社会情勢としては、正規の職員の雇用は減少して非正規の職員、派遣、パートタイム、アルバイト職が増大しています。ボーナスが支給されない、退職金がない、社会保障の適用がなく国保や国民年金に加入しなければならないと、将来の生活設計ができない方々の増加は生保の増加率の比ではございません。大変、大きく膨らんでおります。収入が少ないだけでなく物価の上昇は暮らしを直撃をしております。消費税の増税はさらに拍車をかけることでしょう。それに増税前に既に食料品や日用品の価格がどんどんと値上げがされている状況でございます。憲法で定める健康で文化的な生活を保障する生活保護であるべきが、物価を初めとする社会情勢に反し保護費の削減が続いているのも現状であ

ります。近年の夏の猛暑は命にかかわる激しさでした。しかし、以前は生活保護受給者のクーラーの保有は認められていませんでした。熱中症、脱水症が頻発し痛ましい死亡事故が続きました。クーラーの保有を認めるように求める運動は保護の受給者のみならず全国的に広がり、現在では認められております。しかし、クーラーを使えば電気代がかかります。「電気代を節約するために1日の食事を2回に、いえ1.5回にしている」と言われる方もおられます。健康で文化的な生活とはほど遠い現状でございます。その生活保護の低い水準、これに満たない所得の方でも実際に生活保護を受けておられる方は2割から3割と聞いております。

次に、お尋ねしたいのは、命、健康を守る医療費の扶助と通院移送費についてでございます。この問題は、私は以前にも質問させていただきました。それはちょうど奈良市で行われた通院移送費のさかのぼり支給、この裁判で原告の勝訴が決まり支給が実施されたのを受けて、斑鳩町の窓口でも裁判の論点であった通院移送費の説明を求めたものでございました。通院時の交通費は移送費という名称でございます。説明書を見てもわかりにくいものです。医療費は負担がなくても交通費がかさみ、さらに生活費を切り詰めなければならないと苦労されているのは、この制度を知らないからでございました。確かに説明は受けておられますが、忘れていたり理解されていないなどがその原因でございます。現在、斑鳩町で医療費の扶助と通院移送費を受給されている人の人数がわかれば教えていただきたいです。

- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) まず、生活保護の医療扶助の関係でございます。

まず、その説明関係を、若干ご説明をさせていただきますと、生活保護の支給が決定されている全員に決定をされているところでございます。この医療機関の受診時には診療依頼書を交付し、後日受診した医療機関へ県中和福祉事務所から医療券を交付することにより、自己負担していただくことなく受診をいただいているところでございます。このことから、実際に医療機関にかかっている人数については、斑鳩町のほうでは把握をできていないという状況でございます。

次に、移送費の関係でございますけれども、この通院に係ります移送費の給付につきましても、受給者から相談があった場合には県中和福祉事務所において国が示しておられます要領に準じて手続きをされておりまして、現在の通院移送費の支給者につきましては12名というふうに聞いております。

○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。先ほど、生活保護を受給されている方の世帯数と人数については報告がございましたけれども、その受けておられる方全員が医療費の対象となっているので受診しているかどうかわからないけれども、全員が対象ですというお答えでございました。さらに、移送費については12名の方が受けておられるということですけども、最近の31年度の、先ほどの報告のありました176世帯273人のうちどれだけの人がお医者さんにかかっているだろうということは、もちろん想像でございますけれども、12名であるとは決して思われません。受診をされている方は相当な数に当たります。そして、その中の12名の方が移送費についても補助を受けているということで、この数字には大きな隔たりというか差がございます。お医者さんに行くときの移動手段としてバスや電車、そういった交通機関をお使いの方、この12名よりもはるかに多いのではないかと。今、自費でそれを利用されている方が多いのではないかと私は感じております。

この生活保護の制度は国の制度であります。福祉事務所が所掌しており、斑鳩町は中和福祉事務所の管内にございます。町の役場の窓口を通して住民が申請書等を提出しても、右から左に中和福祉事務所に送るということで、町の窓口ではその数は把握してないというお答えでございました。誰が何の書類を提出したのかの記録はとっていないと言われましたが、また中和福祉事務所では町ごとの統計、集計についてはされていないというふうに聞いています。福祉事務所から見た町の窓口の位置づけというものはいかほどのものでございましょうか。町として今、生活に困って生活保護を受けていらっしゃる方の状況、事情、その方が今元気で過ごされているのか、また医療を利用している、お医者さんにかかっておられるのかというそういった情報をしっかりと持っていただくことも住民に寄り添った支援をする上で大事なものではないかと私は思います。福祉事務所任せでは少し手薄であると感じております。問題があると考えています。

住民からすれば、国の制度であっても、県の制度であっても、役場が一番間近な行政の窓口ではないでしょうか。そこでしっかりと住民のお困りごと、それをつかんでいるということは、これからの支援のあり方にも通ずるところがあると思いますので、窓口での対応、再考していただきたいと思います。

この問題を今回の議会で取り上げたきっかけとなったことを申しあげます。驚くべき 事例をお話しする前に、保護費の受け取り、医療券の受け取りについてお聞きをいたし ます。役場窓口にて現金にて保護費を受け取られている方と口座振込の方の人数はおわ かりですか。また、窓口にて医療券を受け取っておいでの方は何人いらっしゃるでしょ うか。月により変動するので、わかる範囲で結構ですのでお願いをいたします。

- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) まず最初に、保護費の受け取りの関係をご説明をさせていただきます。保護費につきましては原則毎月5日に指定の金融機関への振り込みをされているところでございますが、一部、町福祉子ども課の窓口でも手渡しということをさせていただいております。この6月の受け取り状況でご説明をさせていただきますと、全世帯で177世帯、そのうちの窓口での受け取りについては20世帯、口座振替については157世帯というふうになっております。

次に、医療券の関係でございますけれども、町でお渡しさせていただいているのは診療依頼書ということになりますけども、こちらの受取人数につきましては町でこの診療依頼書を発行した後に、その申請書につきましては速やかに県の中和福祉事務所のほうに送致をさせていただいております。このことから、県の中和福祉事務所に問い合わせをさせていただいたところではございますけれども、県中和福祉事務所ではその管内の申請書類を市町村別で管理されているのではなくて一括管理をされているということでございますので、斑鳩町の診療依頼書の受取人数を出すためにはその紙ベースの申請書のひとつひとつを確認する必要があるということでございますので、中和福祉事務所からは回答を得ることができませんので、そういったことから町のほうとしてもその受取人数については把握をしていないというところで、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) 情報のことですとか、そういった管理について、どんどんとOA 化されていっている中で、中和福祉事務所が町ごとのカウントができないというのは少し解せないところもございますけれども、少なくても窓口での発行の数をカウントするということくらいは町の窓口でもできると思います。先ほど、申しあげましたと同じように現状をしっかりつかんでいただくという点では右から左に送るだけでなく、きちんとその辺も控えておいていただきたいなと思います。

町はカウントしてませんね。

そうしたら、先ほど、申しあげました事例について、お話をしたいと思いますので、 しばらく聞いていただきたいと思います。4月末から5月初めに立て続けに2人の方か ら相談を受けました。お一人の方は、生活保護開始から間もない高齢の方でございます。 制度上、毎月一定額を納付しなければならない決まりの方でございます。保護開始時に は中和福祉事務所から説明を受けられましたが、「もう一度、説明を聞きたい」と電話 で申し出をされたら、「そんなら生活保護やめたらいい」と激しい口調で言われたということです。そして、電話を切られたということでございました。余りのことに動揺され、食べ物がのどを通らない、面談に来ると思うと怖くて震える、眠れない。また、夢で目が覚めるといった体調不良を訴えられました。

もう一人の方は、数年前からの受給者の方でございます。医療費扶助に通院時の交通費、移送費、これがあることを知りませんでした。電車やバスの交通費は医師の意見書があれば請求できることを知り、役場でいただいた請求書を役場を通して提出したところ、いきなり中和福祉事務所からの電話がかかってきて、「〇〇さん、あれは一体何やの」と、これも怒鳴りつけられたということでございます。「その語調の激しさにもう体の震えがとまりませんでした」とおっしゃっています。ご飯が食べられない、眠れない、そういった日が続き、今日でも生活保護関係の書類に記名をしようとすると、そのときの恐怖がよみがえって手が震えて書けない状況が続いております。中和福祉事務所から数日後に面談に来られました。その怒鳴った原因は、「申請書があらかじめ提出されていなかったことが問題だ」と言われました。ご本人は涙ながらに「こんな惨めな扱いを受けるのなら、もうお医者さんには行かなくてもいい」と憔悴しきっておいででございました。

この2つの事象は、その担当の方の個人の責任とかいうことでなく、こういったことが起こったのは保護を受けておられたこのお二人が生活保護の制度について事細かく全部理解をしていなかった、知らなかった、忘れていた、こういったことが原因で起こったことだと思われます。ただいま申しあげましたこの人権侵害に当たるような発言については、他方で問題としておりますので、ここではこれ以上触れませんけれども、町でできることを行うことで、少しでもこのような不当な扱いを防げるのではないかと思い質問に取り上げた次第でございます。

制度の周知、きめ細かい説明実施について、3番目で伺います。保護費や医療券の受け取りに窓口においでの方との会話、接点は町の窓口ではございますか。声をかけることは可能でございますか。

- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) まず、町との接点の関係でございますけれども、先ほど来、申しあげております医療券の関係について来られた場合については窓口でお渡しをさせていただいているという状況でございますので、接点としてはございます。あと、その声がけの関係ですけれども、ちょっと県の中和福祉事務所のほうにも改めて声がけ

をさせていただいておりますけれども、具体的な内容についてのまだご回答をいただけ ておりませんので、ちょっと今のところどういった町の対応をさせていただけるのかと いうのはこの場ではちょっとお答えできないという状況でございます。

- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) 今の回答ですけれども、中和福祉事務所のほうに町がどんな声かけをしたらいいのか、してもいいのかということを問い合わせて返事がないということでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) はい、そういった申し入れをちょっと今させていただい ておりますけれども、具体的な内容については、今、私どものほうはいただいておりま せんので、ちょっとこの場ではご回答できないということでございます。
- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) もちろん生活保護は福祉事務所が所掌していることでございますけれども、町でその制度についての説明というか、それがお伺いを立てないとできないということはちょっと解せません。生活保護の判断に困るようなこと、そういったものについては確かに福祉事務所のほうに相談をしていただくのが本筋でございますけれども、制度自体こういった制度があるということをお知らせをするということは、中和福祉事務所にお伺いを立てなくてもできることだと私は思います。その辺についてはいかがですか。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) まずこの生活保護制度の関係で申しあげますと、法律的なものがございます。生活保護法というものでございますけれども、その中で具体的に法律に基づいてそれぞれ行うべきところが定められております。その中で、今、申されているその医療券の関係ですとかという部分につきましては、この町がすべきところではないというか、基本的にはその関係については中和福祉事務所がすべきところというふうに明記をされておりますので、具体的に町が直接、判断を下せるというところではございませんので、今現在、中和福祉事務所のほうにお話をさせていただいているということでございます。
- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) 生活保護を受給されている方、またほかのいろいろなサービスを受けておられる方は、斑鳩町の職員さんは丁寧に接してくださるし優しいと。説明につ

いてもわかりやすくしてくださるというふうに評価が高いと私は感じることが多々あります。今、生活保護について根本的なことについてはもちろん国の制度、そのことを行っている福祉事務所が行うのが当然ですけれども、実際に町の窓口にも生活保護の説明のしおりというものもしっかりと置いてくださってますし、まず最初に相談に来られるのは役場の窓口ではないでしょうか。先ほども申しあげましたけれども、住民にとってはもう町役場というのは一番身近な行政の窓口でございます。そこで面談というか実際に顔を見て接することのできるときに声かけをするということを中和福祉に伺わないとできないということは、これは大きな間違いだと私は思います。といいますのは、ここでぜひとも要望をしたいのは、生活保護はいろいろな扶助費がございますし、それぞれの方が違いますけれども、今、取り上げてます医療の移送費、交通費については、医療券を受け取りに来ている方は医療を利用している方の全てではありません、ほんの一部でございます。しかし、そのほんの一部の方についても医療券には受診先の医療機関の名前も書いてございます。その医療券をお渡しするときに、この受け取りの方に「通院はどうやって行かれますか、交通費の申請もできますよ」、こういった声かけをすることは伺わないとできないことでございますか、いかがですか。

- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) 先ほどからもちょっとご答弁をさせていただいておりますけれども、具体的に中和福祉事務所のほうにはそういったお話をさせていただいている中で、やはり町として単独でできるという認識は中和福祉事務所もされておりませんので、やっぱり協力してするべきところはするべきというふうに町のほうも考えておりますので、そういった生活保護の世帯の方に対しても、町としても丁寧な対応には心がけておりますので、そういった意向も踏まえまして改めて中和福祉事務所のほうにはお話をさせていただきたいというふうに考えております。
- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) 何でもそういった基本的なことであっても中和福祉のオーケーが 出ないと口にできないということは、大変、私たち住民にとっても腹立たしいことであ りますし、町の行政に携わる斑鳩町自身がそのことについては疑義があると私は思いま す。中和福祉の返事がまだないということですけれども、引き続き、このことについて は追及していきたいと思いますし、今、申しあげました声かけのことについてはこの質 間を聞いてくださった方も多分、首をかしげられることになると感じています。ぜひ、 その返事、早急にいただいて、教えていただきたいと思います。

生活保護の方が受診をするときには、ご本人だけがお医者さんに行かれるのでなく、例えば、子どもさんが受診のときには親御さんが付き添って行く、子どもさんが具合が悪い、しかしもう一人いらっしゃる子どもさんを家に置いていくわけにいかないときには、その子どもさんも一緒に連れて受診の医療機関へ向かう。このとき、実際に受診される子どもさんについては移送費の認定がおりますけれども、同行していく者についてはございません。1回の受診でもその生活に及ぼすその交通費、かさんでくると大きなものとなります。制度自身を知らない方に制度を知らせる、そういった声かけというのが、きめ細かい説明、こういったことが実施されるということを私は強く要望いたしまして、このことについては終わります。

次の、手続の簡素化についてお聞きいたします。先ほど来、申しあげております医療券の受け取りに役場の窓口までおいでになるのは受診の医療費の対象ではございません。医療機関へ直接、福祉事務所からこの医療券、送付している事例もたくさんございます。役場の窓口を通さずに医療の扶助を受けているという方でございます。本人の確認が必要であるからとかいろいろな理由をおっしゃいますが、初診ではなく継続受診の場合は本人が確認できるので、この直接の送付については可能と聞いています。役場まで受け取りに来るのが体調などの都合で困難な方や、また、交通費がかかるなど負担の大きい場合については直接送付できるようにしていただきたいと思います。福祉事務所が行うべきことでございます。他の福祉事務所では、この医療券または福祉事務所とのやりとりの書類を保護の利用者の方と郵送でやりとりをする、こういったことを実際に行っているところもございます。また、返信用の封筒、無料で戻ってくる返信用の封筒もその月に使う分、返信の回数に合わせて一緒に送付をしてお渡しをしている、それで書類は戻ってくる。こういったサービスを行っているところもあります。

中和福祉事務所がこのことについて、自分のところで役場窓口を通さずに医療券を交付できるということを検討していただくようには要望もしておりますけれども、町のほうからもそのことについてはぜひとも要望として上げていただきたいと思います。また、福祉事務所がそのことについて実施をためらうということでしたら、町の支援策として検討をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) 今、質問者がおっしゃられましたその移送費の取り扱い に関しまして、基本的にはやはり中和福祉事務所が所掌されている部分でございますの で、今、質問者が申されました内容については改めて町のほうから、こういったご意見

があったということでお伝えをさせていただきたいと思います。

あと、町のほうで、できない場合は町のほうで、ということにつきましては、ちょっとそちらのほうについては町としてはなかなか今現在の窓口交付につきましても基本的には本来、中和福祉事務所がすべきところを町が協力をさせていただいて窓口で交付をさせていただいている状況でございますので、それ以上に町の職員がというのはなかなか、郵送も含めまして町が主体的にやっていくというのはなかなか難しいなというふうに考えております。

- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。町からの要望もきちっと上げていただき たいと思います。

先ほども申しあげましたけれども、住民からすれば役場は一番身近な行政の機関、窓口でございます。斑鳩町の職員さんは親切で優しいという声も聞かれています。生活保護制度は国の制度ですが、福祉事務所に任せきりではなく町民を守る立場は貫いていただきたいです。まずは通院移送費の必要な方、この全員の方の申請を実現していただきますよう要望をいたします。権利があることを知っていながら知らせないことのないように、重ねてお願いを申しあげまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、ごみの分別収集の促進についてと大きな表題を上げさせていただい ておりますが、お願いをしたい質問をしたいことは大変、身近なことでございます。

斑鳩町でのごみの分別については、他町に比べ大変細分化されており、転入された方が目を丸くされると聞いております。しかし、斑鳩町民はごみのこの分別、歓迎をし、ごみ分別をさらに進めることに取り組んでおります。ごみの収集は行政の仕事でございますけれども、ごみを搬出する住民が果たさなければならないルールも重要でございます。自治会との協力について、お伺いいたします。自治会は住民と町をつなぐ窓口としてどちらからも信頼されスムーズな行政を進める要となってきました。しかし、今日、自治会に未加入の方がどんどんふえております。自治会に加入しない理由はさまざまでございます。しかし、従前からの広報であるとか回覧である、また配付物、公園の管理等を自治会を通じての進め方が通用しない、それが現状ではないでしょうか。

ごみの問題も同様でございます。自治会未加入の方が、ごみを地域の集積場には出さないようにと言われた、こういった事例はなくなりません。住民同士の問題でございますが、町はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) まず、自治会の関係のご説明をさせていただきたいと思います。このごみ分別収集におきます自治会との協力について、自治会におかれましてはごみの集積場におきまして、利用される自治会員の皆様にごみネットの設置や清掃など日常的な管理をお願いをしているところでございます。また、トレイの分別回収にご協力をいただいている自治会もあり、その回収ボックスの清掃等の管理も行っていただいているというところでございます。また、町が実施をしております生ごみ分別収集におきましても、本年3月末現在で94自治会、約6,400世帯の方々にモデル自治会としてご参加をいただいていることや、資源物の集団回収において自治会として取り組んでいただいているというところもございます。ビン類・缶類、ペットボトルといった資源物回収袋について、自治会内で必要枚数の取りまとめをしていただきまして、その配布なども行っていただいているなど、自治会の皆様には、この斑鳩町が行っております分別収集に関しまして多大なご協力をいただいているというところでございます。

この自治会未加入者の方の関係でございますけれども、この質問者がおっしゃられましたごみ集積所を利用できないといったご相談も町の窓口のほうには受付をさせていただいております。今、説明させていただきましたが、斑鳩町のほうでは、ごみ集積所の管理につきましては自治会単位で管理をお願いしており、自治会未加入者の方のごみの集積所の利用につきましては、集積所のごみ当番を自治会員の皆さんと一緒に行うなど当該集積所の管理者であります自治会員の皆様のご理解を得て利用されているものというふうに認識をさせていただいてるところではございますけれども、今、申しあげました未加入者の方からごみの集積所の利用についてご相談があった場合につきましては、必要に応じまして、その該当する自治会の方に集積所の利用について配慮いただきますよう町よりお話をさせていただいているということもございますので、その辺のところをご理解賜りたいと思います。

- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。私も今、ご回答いただいたと同じように 自治会のほうに町からも声かけをしていただきたいということが願いでございます。

また、別に申しあげますのは、早朝に地域の集積場ではなくて車で出かける道すがら ごみを出しておられる方を何度かお見受けいたしました。その方が自治会に未加入かど うかということはわかりませんが、ご自分の自宅近くのところでなく、ごみをほかのと ころに置かれている、こういったことでございます。このごみを置かれたほうの地域の 方も、また早朝にごみを持っていって置いた方もどちらもいい気分ではないと私は思うんです。それは先ほどおっしゃったごみのネットですか、そういったものの設置であるとか、そういったことがまだしていない時間帯にごみを出したい方だと思います。

それで、この2番目の搬出時間、収集時間についてということにつながっていくのですけれども、自治会には加入をしているけれども、また集積場のごみの掃除もしている、しかし、早朝の出勤、遅い帰宅であると、早朝の出勤のときには、その準備の段階ですね、折り畳みネットですか、そういったものの設置とかはできるけれども、帰宅は遅い時間になるのでそれの片づけが速やかにはできない。また、カラスや猫の散らかしたものを帰ってくるまでは掃除もできないと、こういったことで近所の方に迷惑をかけているとおっしゃる方がおいででございます。ごみネットとか折り畳みネットの片づけや、それから掃除がすぐにできない、こういったことを気持ちよく解決できていく、そういうような手だてというのは、町としては何かお考えがございますか。

- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) ごみの搬出時間等も含めましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。このごみの搬出の関係につきましては、地域によりましてはその前日からごみ出ししてもよいという集積所があるというふうなこともあるというふうに町のほうとしては認識をしているところでございますけれども、町といたしましては収集日の午前8時までに搬出をお願いしているというところでございますが、その搬出開始時間等につきましてはそれぞれの地域でご相談をされて決定をされているということでございます。ただ、早くからごみを搬出をされますと、カラスの被害に遭う可能性があるなどの理由で、自治会からはカラス除けのネットではなくて折り畳みのボックスを希望されるケースも現在、そういったところもあるというところでございます。今、質問者がおっしゃってますそれぞれ自治会内におきましても、個人個人それぞれ事情があるというところは当然の話かと思いますので、そういったところはやはり自治会の、もともとの共助の団体でございますので、そういったところはできましたらその自治会内のご協力をいただく中で解決をいただきたいというふうに考えております。

今、ご質問いただいている内容、直接町はどうできるというのは、具体的に今現在申 しあげることができませんので、そのあたりはご理解賜りたいと思います。

- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。搬出時間については、ところによっては 前日から出しておられるところもあると。当日の8時までというのがどれだけ8時まで

なのか、前日も8時までに当たると、いろいろな見解を持っておいでですけども、散らかしたりする被害に遭わないということが多分、条件ではないかと思うんです。

今、おっしゃいましたご回答にありましたようにネットであれば割と、めくって猫もカラスも、上手にめくって散らかすということがありますけども、それよりは折り畳み式の分についてはもう少し防げる。または、それ以上にかたい素材のボックスというんですか、そういったものだったら被害については大丈夫であるということだと思います。それで、自治会に対して、その折り畳みボックスを最初の1回については町のほうから交付をしているということですけども、自治会の件数の多い少ないとか集積場所の数とかによって町からそれぞれの自治会にどれだけ配布があるのかは別にして、1回については町からいただいてますと。しかし、それが破損をしたり具合が悪くなったとき、次は自治会で購入をしてくださいということですけれども、このカラスや猫の害を防ぐためにできているボックスについては結構な高額であると聞いております。それを自治会の皆さんが負担をしなければならないということでは、なかなか更新ができない、または増設ができないというふうに思います。この分についてもぜひとも町からの支援というのをもう少し強めていただけたらと思い、これについては要望とさせていただきます。前日からごみを出して収集日には間に合う。しかし、収集の後の片づけの負担、こう

前日からごみを出して収集日には間に合う。しかし、収集の後の片づけの負担、こういったものはなかなか難しいところでございます。ですから、後片づけをしなくていいということが一番の解決策でございますので、ぜひともボックスであったり折り畳み式の普及というものを進めていただきたいと思います。ややもすると、ごみというのはイコール汚く嫌なもの、そう感じる方がいらっしゃいます。しかし、それでなくごみをしっかりと出すことについて生活がすっきりし気持ちがいいものであると。分別についても苦にならないもの、中には楽しく受けとめていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった気持ちでのごみの環境づくり、このことについて町についてもぜひ進めていただきたいとお願いしまして、この問題については終わります。

3点目の質問を続けます。3点目は、学校給食の無償化を視野に入れた支援計画をと、 表題を挙げさせていただきました。まさにこの一言に尽きる質問でございます。

斑鳩町の子育て支援の施策は近隣の市町村に比べ、また、県や全国に比べても一部後退したものがございますが、充実が見られ評価できるものと思っております。子育て世代の皆さんの収入の減少に加えて教育費の高騰は大きく生活を圧迫しております。子どもたちの食生活も変化し、素材や栄養価、食事環境等に学校給食が果たす役割ははかり知れません。現在でも補助を行っており、保護者からは喜ばれております。しかし、ひ

とり親世帯や多子家庭での負担は大きく、さらに支援を求める声が上がっております。 無料化が実現されるのが希望ではございますが、段階的に補助を拡大し、数年計画で進 めることを住民の代表として要望をいたします。検討の余地があるかないか、お伺いい たします。

- ○議長(坂口徹君) 藤原教育長。
- ○教育長(藤原伸宏君) 現在ですね、本町におきましては学校給食の果たす役割が増す中、子育て支援策の取り組みのひとつといたしまして学校給食費の保護者負担額に対する補助を行っているということでございます。これにつきましては平成29年度からはそれまでの1食当たり16円26銭から1食当たり30円に引き上げて補助を行っておりまして、これに係る費用といたしましては本年度では小学校費で929万7千円、中学校費では357万4千円、合わせますと1,287万1千円の予算を計上しているというところでございます。給食費の無償化ということでございますけれども、仮に全ての児童生徒の給食費を無償化した場合の試算では、小学校では約7,400万円、中学校で約3,500万円、合わせますと1億900万円の費用が必要となりますことから、この財源の確保というのが非常に大きな課題であるというふうに思っておるところでございます。議員も先ほど述べられましたように、また、ご承知のとおり本町では厳しい財政状況の中、小・中学校においては町独自の少人数学級編制の実施、また、中学校卒業までの医療費の助成、また、先ほど申しあげましたように給食費の助成等々、さまざまな子育て支援策を実施しているところでございます。

また一方では、今後も新たな財政需要、例えば教育委員会を例にとりますと、現在施工しております小・中学校のエアコン整備、また、老朽化が進む各種教育施設の修繕費の増大など、そういった必要な財政需要にも対応していかなければならないということでございます。給食費を無償化するということにつきましては、さらに町財政を圧迫しまして、そういった財政需要に対応することが非常に困難になるというものでございますので、現在の経済情勢と町財政のもとでは給食費の無償化につきましては難しいということでご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(坂口徹君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) 小・中学校全学年の無償化を図るためには1億900万円の金額が必要であるということですけども、私はこれを一気に実現してほしい、思いはありますけども、そういうことを言ってるんではありません。今の1食当たりの補助をしている金額を徐々にでも増加をさせていく、または小・中学校に複数で子どもさんのいらっ

しゃる方、ほかのところでも例がありますけども、2人目、3人目については軽減措置を図る、こういった少しずつの補助の支援の拡大というものもぜひとも視野に入れていただいてご検討いただきたいと思います。今の回答では、もう一切、受け付けませんというような感じですけれども、今現在されている補助については大変評価をしております。その分をぜひとも充実させていただきたいというふうにお願いを申しあげまして、この質問についても終わらせていただきます。

今回は、3つの質問ともに住民の皆さんから本当に寄せられた生のお声、生活に密着をした願いをこの一般質問で取り上げさせていただきました。ぜひとも将来に向かって、町の前向きな姿勢を示していただきますようお願いを申しあげまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(坂口徹君) 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。続いて、2番、齋藤議員の一般質問をお受けいたします。2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、 一般質問をさせていただきます。
  - 一昨日の一般質問で通学路の安全確保について、中川議員、溝部議員から一般質問がありました。また、井上議員からも道路の安全性の確保について一般質問がありましたので、重複する部分があると思いますけども、ご了承ください。

1つ目は、町道の道路が狭く歩行者や自転車が怖くて通りにくいという話が、よく聞きます。町道の安全対策についてどのようにお考えか、お尋ねします。

- ○議長(坂口徹君) 植村都市建設部長。
- ○都市建設部長(植村俊彦君) 町道の交通安全対策につきましては月1回の交通安全パトロールや住民の皆様からの情報提供などで判明をいたしました危険と思われる箇所につきまして、路面標示や啓発看板の設置などを実施しながら、その安全対策に取り組んでいるところでございます。また、そのほかにも住民の皆様の交通安全意識の向上を図るため、イオン斑鳩店や各種イベントにおきましての啓発活動を実施するとともに、児童を対象といたしました交通安全教室の開催なども行っているところでございます。さらに、今年度におきましては西里地区におきまして特定の地域全体を30キロ制限とするゾーン30というものの実施を予定いたしておりまして、主にそのゾーン内を抜け道として通行する車両に対しましての速度の抑制を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、道路ごとの状況に応じた交通安全対策を実施をいたしまして、

その交通安全に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(坂口徹君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございました。現在、国道25号線のバイパスが中央公 民館付近で国道25号線に合流しております。もうじき三室交差点も開通してバイパス の交通量の増加が予想されます。昨日、井上議員が質問されましたが、バイパスで痛ま しい死亡事故がありました。バイパスの安全対策はもちろんですけども、バイパス開通 による町道の事故の危険も増大しております。

2つ目の質問に入ります。国道25号線のバイパスが一部開通したことにより、町道の交通量が変わってきております。交通事故の危険性が増してきております。ドライバーは昔から通っている道であり今までのとおりの感覚で運転しており、危険の増大していることに気づかないことがあるかもわかりません。ドライバーに事故を起こさせないためにも道路状況が変わったことの再認識や制限速度を守った運転に配慮していただくため、交通量の多いところや住民からの提供で危険と思われるところ、斑鳩町が把握した危険と思われるところなどには積極的に、そして迅速にドライバーにはっきりと、この道路は制限速度30キロですよ、50キロですよ、交通量が多くて危険ですよと認識していただくように、制限速度の速度規制標識を立てることや、路面に制限速度を表示することなどの対策を実施するお考えがあるか、お聞きします。

あわせまして、歩行者や自転車が安全安心して通行できるよう、歩行者や自転車が通行する部分へのラインや、歩行者や自転車が通る路面をカラー化するなどの対策を実施するお考えがあるか、お尋ねします。

- ○議長(坂口徹君) 植村都市建設部長。
- ○都市建設部長(植村俊彦君) まず、速度規制につきましてでございますが、車両の通行量や通行する車両の速度などから歩行者が危険であると判断される道路につきましては、公安委員会により車両の速度を規制するものでございまして、現在、斑鳩町の町道におきましても通行量が特に多い路線につきましては30キロの速度制限を実施されているというところでございます。しかし、質問者もご指摘いただいてますが、実際に速度規制をされた道路でありましても、制限速度を守らないなど危険な状況が見受けられる場合もあると思いますので、その際には警察に対しまして規制の路面標示あるいは取り締まりの強化につきまして要望してまいりたいと考えております。また、路面のカラー化などにつきましてでございますが、通学路におきまして要望のあった箇所におきまして、路面を緑色に着色したグリーンベルトというのを設置することにつきましては、

ドライバーにここは通学路であるということを認識させるとともに、車両と歩行者の通行帯を明確にすること、また、速度の抑制に対しまして有効であるというふうに考えておりまして、平成29年度には176メートル、平成30年度には423.7メートルを整備していっているところでございます。今後におきましても、歩行者や自転車が安心して通行できるよう地元住民の皆様や関係機関と協力をいたしまして、交通安全対策に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(坂口徹君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございました。全国各地で痛ましい事故が発生している現状では、道路の安全安心は、防災防犯や食品の安全安心と同じように重要な課題と思っております。斑鳩町に住んでよかった、斑鳩町に住み続けたい、斑鳩町に住みたいと思っていただけるよう車の道路通行時間の制限、一方通行、速度規制の設定や見直し、信号の待ち時間の調整や交通量が少ない時間帯の点滅信号への変更など渋滞の解消なども含めて、前例や過去にとらわれないで未来を見据えて知恵を出し合って、先例地に学んで、そしてスピード感を持って、町道の安全対策に全力を尽くしていただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(坂口徹君) 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。 ここで、10時15分まで休憩いたします。

 (午前
 9時57分 休憩)

 (午前
 10時15分 再開)

- ○議長(坂口徹君) 再開いたします。次に、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。
- ○5番(伴吉晴君) これから、一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。私自身、今回は町立幼稚園のテーマを挙げさせていただきました。なぜならば、私やっぱり入園、卒園式に参加、出席させていただいて、最近徐々に園児の数が気になってきております。本年度、西幼稚園におじゃましたときは、園児11名、年少さん11名だと私は記憶しておるんですが、そして最初の質問で、これ以前、そこそこの園児数があったと私は思っておるんですが、今から30年、20年、10年前と現在の園児数の推移をお伺いいたします。
- ○議長(坂口徹君) 藤原教育長。
- ○教育長(藤原伸宏君) まず、ご質問にお答えいたします前にあらかじめお断りをさせ

ていただきたいというふうに思います。ご質問の園児数の推移を調査するにおきましては現在と同じく3年保育を開始いたしましたのが平成6年の4月からでございます。このことから、今から30年前、すなわち平成元年当時は2年保育でございましたので、本調査のお答えにはならないというふうに判断をいたしますので、20年前の平成10年度、10年前の平成20年度、そして今年度の園児数にて推移をお答えしたいというふうに思っております。なお、この推移に用います園児数につきましては5月1日現在を基準といたします学校基本調査にて報告した数値をお答えさせていただきたいと思います。まず、平成10年度の園児数につきましては337人、平成20年度の園児数は257人、今年度の園児数は181人となっておりまして、20年前と比較いたしましても今年度の園児数はその半分程度にまで減少しているというところでございます。

- ○議長(坂口徹君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴吉晴君) やっぱり私が感じてたように、私は12年前から出席させていただいておるんですが、その中でもやっぱり年々、少しずつ減ってきてたんじゃないかなというように思い、最近になったらもう本当に10名を切るような非常に、ちょっとこれ、今後どうなっていくんやろうというような感じはいたしてたとおりの数字が出ているような感じがいたします。この10年前、20年前からいきましても、やはり減ってきてる。これに対する原因ですね、なぜこうなってるか。それをちょっとお聞きしたいですが、よろしくお願いします。
- ○議長(坂口徹君) 藤原教育長。
- ○教育長(藤原伸宏君) この関係につきましては、いわゆるこれまでの園児数の。 失礼しました。幼稚園そして私立幼稚園、そして保育所に就園いたします園児数の推 移から見ますと、やはりこういった園児につきましては保育所のほうへ流れているとい うことは、つまり保護者が共働きをしたいということで、保育所のニーズがですね、保 育所に流れていると、そういうことでございます。
- ○議長(坂口徹君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴吉晴君) 確かにこの庁舎の裏の黎明保育園さんでも非常にふえているというような感じがいたしますので、その分やはり町立の幼稚園に影響が出てると。どちらかというと、町立の保育園に出てるんじゃなく、私も保育園のほうも出席させていただいておりますが、やはりこの幼稚園に影響が出てるというような感じがしてます。最近では給食制度を取り入れられ、父兄の負担を少なくされてちょっとでも町立幼稚園にも通いやすいような施策はされてるように思いますが、それ以外に町立幼稚園に目を向けてい

ただくような施策というのは打ってこられたのか、ちょっとお聞きいたします。

- ○議長(坂口徹君) 藤原教育長。
- ○教育長(藤原伸宏君) 少し私、就任以前の話ですので正確な年度等は記憶しておりませんけれども、保育時間の延長等の措置、あるいはですね、私立幼稚園等で行っておりますような園児に対する英語教育といいますか、英語、語学に親しむそういった機会、そういったことも実施をしているというところでございます。
- ○議長(坂口徹君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴吉晴君) まあ言えば、そこそこの施策を打っておられる。正直言って、私立の 幼稚園に近いような保育時間の延長、英語教育、そういうような導入もされながらこう いう数字になってると。やっぱり非常に厳しい運営状態のように、逆に思うんですが。 そこで、2番目に書かせていただいてるんですけど、国で幼保の無償化、正直言って、 秋に決まってると。ということは、来年度からまあ言えば、もっと厳しい状態になると 考えるのが普通やと思うんですが、そのあたりの対応は今どのように考えられておられ るのか、お聞きいたします。
- ○議長(坂口徹君) 藤原教育長。
- ○教育長(藤原伸宏君) 先のご質問にもお答えしましたけれども、幼保無償化の実施によりまして、保育園の利用ニーズがさらに高まりまして、町立幼稚園の園児数が減少、将来的には現状の運営形態が維持が困難というふうに自治体も想定をされているというところでございます。ただ、そういった場合の施策といたしまして、他町村におかれましては幼稚園の統廃合や認定こども園の方針転換などを進めているところでございますけれども、当町といたしましても今後の幼稚園運営のあり方について考えていく必要があるというふうに思っていますので。

失礼しました。幼保無償化の影響ということでございますね。失礼いたしました。

平成30年度の当初の新入園児数につきましては47人であるのに対しまして今年度の新入園児数につきましては69人となっており、昨年度よりも22名ふえているという状況となってございます。このことからですね、ご質問にあります町立幼稚園の影響につきましては、来年度以降の動向も確認する必要があります。また、現時点において明確な想定は難しいというふうには考えておりますけれども、全国的に少子化による就学前幼児等が減少している中、今般の幼保無償化を機会に、例えば保育園を利用しまして夫婦共働きを実現したり、あるいは私立幼稚園などの幼児教育を希望しておられる世帯が収入状況等により就園を見合わせていた世帯、そういった方が月額2万5,700

円を上限とする保育料等の無償化によりまして、私立幼稚園の就園希望者が増加することも考えられ、先のご質問に対してお答えしましたように町立幼稚園の園児数が減少することも想定していかなきゃならないと認識をしているところでございます。

- ○議長(坂口徹君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴吉晴君) 私、こういう質問をさせていただいている中で、ひとつの思いとしてやっぱり特別支援の園児と町立幼稚園ならでは、私立ではなかなかそこまで行き届かないといいますか、受け入れがなかなか難しいと。やっぱり人数枠とかいろいろな形でそういうものも引き受けていただいている現状というのはわかるんですが、やはりまた半面、非常に園児数が減ってきている。これから運営をどうしていくんやと。喫緊に、これは非常に迫ってる問題だと。正直言って、来年度の見られるというのもよくわかる。来年度、もしその辺を見られておられるのであれば、もし、これが本当に少ない、5人とかそういうような形、極端に言えばそういうことも想定されてるのか、また、大体同じような数であれば確か、もう少し様子を見ようということにはなるんだと思うんですが、やはりある程度の推定と言いますか、私が事業運営してるのであれば、見てからではなかなか遅い。やはりこれになったときにはこうしよう、こうなったときにはこうしようというようなことも打っていかないと、やっぱり迅速に対応できないと。ましてこれは子どもたちが関わっているということがありますので、そのあたり考えておられるか、もう一度お聞きします。
- ○議長(坂口徹君) 藤原教育長。
- ○教育長(藤原伸宏君) 現状をもう少し詳しく述べさせていただきたいというふうに思うんですけども、先ほど、全国的に少子化というふうに申しあげたんですけれども、斑鳩町の場合、例えばですね、平成21年におきまして3歳から5歳の人口でございますけれども、これは730人でございました。そしてですね、年度途中におきましてはいわゆるやや大規模な宅地開発等もございまして、ニーズ的にはふえているわけですけれども、この31年におきましては743人ということで、21年に比べまして13名多いと、そういう状況でございます。そういったことで社会増という要因も大変大きな要素となっておりまして、少子化が進んでいくという必ずしもそういう状況にはないということだけは、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

そしてもう1点ですね、例えば今743人というふうに、31年申しあげましたけど も、これらの子どもたちがどちらのほうへ行っておるのかということをまず申しあげた いなと思います。これにつきましては、31年につきましては斑鳩の公立の3幼稚園に おきましては181人、そして私立幼稚園につきましては233人、そして、町立保育園につきましては181人、そして民間の保育園に対しましては135人の方が行っておられるということでございます。先ほど、申しあげましたように幼稚園の園児数の減少といいますのは、やはりこういった保護者の方の共働き等によりまして保育ニーズ、保育所へのニーズが高まってきたと、そっちのほうへ移ってこられたということが主な原因であるというふうに思っておりますし、そういったことから勘案いたしますとなかなかですね、先ほども申しあげましたように私立幼稚園ということに関しましては既に現在、私立幼稚園の経営の危機というふうにも言われておるところでもございますけども、この近隣の幼稚園につきまして、ほぼ定員を満たしているという状況でございます。そういったことから、私立幼稚園に流れる園児数というのは、なかなか普通はふえないだろうというふうに思っております。

またですね、保育園につきましても町立保育園も若干の余裕を残しておりますものの厳しい状況であるということには依然変わらないということでございます。また、民間の保育園につきましても、現在のところ新たな保育園が建設されるという話もございません。そういったことで、いずれの保育園におきましても、ほとんど受け入れるキャパが少ないということでございます。そういったことを考えますと、なかなか幼稚園から保育園あるいは私立幼稚園へ変わる子どもというのは少ないんじゃないかと、と言いますか、受け入れる要素が少ないということでございます。

そういったことから考え合わせますと、やはり一番大事なことは保育ニーズが高まっていると。保育ニーズといいますかいわゆる共働きによります長時間保育、そういったことに対するニーズの高まりがございますので、まずはそういったことについて検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

- ○議長(坂口徹君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴吉晴君) 今、答弁をお聞きして、なお一層の保育時間の延長等を考え、そして 町立幼稚園の存続と言いますか、それを考えていきたいと、私はそういうような感じで 受けとらせていただきました。ひとつの道だと思います。ただ、やはり迅速にやっぱり 事前からいろんなことを想定していただかないといけない時代に入ってきてると私は思 います。それで、一例を挙げますと、1か所にしてスクールバス、そういう形もあると 思いますし、また、先ほどの保育園化というようなことも新しい道としてニーズがそち らのほうにふえているという認識を持っておられるのであれば、そういう、それが僕は ちゃんとその辺、わかりませんねけど、幼稚園また保育園その辺の垣根がだんだんなく

なってきてるというふうに思いますので、そのあたりも検討していただくということも 大事。何にしろ、結果を見てから考えるというのではなく、事前にやはり、こういう場 合になったときはこうしていこう、こういう場合になったときはこうしていこうという ことをやはり検討していただきたい。

それと、もしかすると町立幼稚園の使命というのがもう本当に従前のことのような重要度がなくなってきているん違うかというようなことも、決して私は廃合と、そういうことを望んでいるわけではございません。やっぱりさみしくなるといいますかそういうことはしたくないほうなんですが、やはりそれに時代に合わすといいますかそういうことを考えていただきたいと。今、延長保育の時間を延長するというような一つの話はありましたが、やはり来年の数字を考えていただくだけでなく、今現在から、無償ということがあったときに、やっぱりこれ一つの節目やと思うんですね。一つのきっかけやと思います。だから決して今、行っておられる園児が不利益を被らない形で考えていただければというようには思うんですが、柔軟に考えていただくと。もう存続さすんやというのではなく、柔軟に考えていただくと。そういうような答弁もありました。そのあたり、もう一度、今後の方針といいますのをお願いします。

- ○議長(坂口徹君) 藤原教育長。
- ○教育長(藤原伸宏君) これにつきましては大変申しわけございませんが私の私見ということで、まずお断りをさせていただきます。こういったことが実際どうなのかということにつきましてはですね、今後、十分に庁内の中でいろいろな知恵をかりながら、十分検討していきたいなというふうに思っております。
- ○議長(坂口徹君) 5番、伴議員。
- ○5番(伴吉晴君) 今回の質問では、その財政上の話はいたしません。やっぱり国の補助とかいろいろ入り、非常に複雑な話になりますので、財政上の。ただ、私が言いたいのは、これもう民間であれば非常に厳しい、経営が厳しいと。この園児数では厳しいと。正直言って税というものがあるから運営できてると、私自身は思っております。だからそのよさもありますが、それで、だからいいんやということなくやっていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。
- ○議長(坂口徹君) 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。続いて、4番、小城議員の一般質問をお受けいたします。4番、小城議員。
- ○4番(小城世督君) 議長にお許しをいただきましたので、ただいまより順に沿って一般

質問をさせていただきます。

まず、1点目にですね、公共施設におけるツバメの巣の取り扱いについてでございます。こちらはいかるがホールの駐車スペース、図書返却ボックスの反対側のところでツバメの巣を撤去している様子を4月末から5月にかけて、住民の方が目撃をされております。その事実について、お伺いさせていただきます。

- ○議長(坂口徹君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(画巻昭男君) ご質問のいかるがホールにおけるツバメの巣への対応についてでございます。確認をいたしましたところ、5月初旬頃いかるがホールの職員が、先ほど申しあげられました駐車場側の東玄関の出入り口付近につくり始めていたツバメの巣を撤去している様子を見られた住民の方から、ツバメの巣は保護するようご意見をいただいたところでございました。今回のケースでは、ツバメが巣をつくろうとしていた場所がごみ分別ブースの上で、利用者の往来が多いスペースであり、ツバメの巣などが落下することによる衛生面の問題や来館される利用者の受けとめ方もさまざまであること。さらには館内への出入り口のすぐそばにありツバメが館内に進入する可能性もございましたことから、巣をつくり始めた時点で撤去をさせていただいたとのことでございました。なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法により産卵した後では巣を撤去できないこと、また、ツバメを保護するといった観点からも当該場所ではなく撤去する必要のないほかの場所で営巣できるよう当該場所にネットを張って対応させていただいたところでございます。
- ○議長(坂口徹君) 4番、小城議員。
- ○4番(小城世督君) ありがとうございます。ご答弁を聞きましてですね、わかる部分もありますが、昭和25年の5月10日から同月16日まで、愛鳥週間という形になっておりまして、この期間でございます。また、町章がまだら鳩であったりイカルという鳥が町の鳥ということで認定されております。鳥とのつながりの多い町だけに、今後の町としての町施設での野鳥保護に関する見解をお聞かせください。
- ○議長(坂口徹君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) いかるがホールにおけるツバメの巣の取り扱いというご質問 に関しましてご答弁をさせていただきます。ツバメ及びツバメの卵の捕獲や採卵は先ほ ど申しあげました鳥獣保護管理法において禁止されていることは十分に認識していると ころでございます。また、質問者もおっしゃいましたように毎年5月の愛鳥週間におき ましては野鳥を通して、それを取り巻く自然環境の保護の大切さを広く広めていくため、

奈良県をはじめ全国でさまざまな啓発活動も実施されているところでございます。

そうしたことから、施設の管理運営上、利用者の往来が多い場所等につきましては、他の公共施設でこれまで行ってきた対応と同様に今回のように巣をつくらないような対策を行い、それ以外の場所で巣をつくり始めた場合には、これまでも町の施設において行ってきたところでございますが、糞受け等を設置するなどしてツバメの成長を見守る対応をとってまいりたいと考えております。

- ○議長(坂口徹君) 4番、小城議員。
- ○4番(小城世督君) ありがとうございます。今ですね、糞受けを設置するなどツバメの成長を見守る対応をとってまいりたい、とおっしゃっていただきましたが、今現状、その対策をとっておられる施設等、おわかりでしたらお願いいたします。
- ○議長(坂口徹君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(画巻昭男君) 現在でありますが、生き生きプラザ斑鳩のほうでそういった 対応をしながら見守っているというふうに確認しております。
- ○議長(坂口徹君) 4番、小城議員。
- ○4番(小城世督君) ありがとうございます。引き続きですね、やはりツバメも40年前から今は半減するくらいに減ってきております。田畑が開発によってなくなったり住宅施設が和から洋になってきてツバメがどんどん巣をつくりにくい状況になっております。やはり生態系を守っていくという面でも、斑鳩町としてこれから尽力してまいりたいと要望をいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、民間の造成による橋梁工事施工時期や安全管理についてお伺いいたします。4月から県道天理斑鳩線の駅に向かう阿波2丁目11付近、敬真社前の造成に伴う橋梁の工事が行われています。片側通行になり簡易の信号機が設置されていましたが、停止線等の場所が非常にわかりづらく、また通勤時間等、交通量の多い地域でもあるにもかかわらずガードマン等の配置も町の指導があってからだと聞いています。これについて、町の交通安全対策協議状況についてお伺いいたします。

- ○議長(坂口徹君) 植村都市建設部長。
- ○都市建設部長(植村俊彦君) ご質問をいただいております阿波2丁目の開発行為に伴う事前協議におきましては、交通安全対策の協議事項といたしまして、まず1点目といたしましては搬入・搬出車両の通行は通学時間帯を避けること。2点目として、関係機関と十分協議し、交通の安全を確保すること。3点目として、通学路が存在することから、工事車両の通行は徐行等、児童生徒の通行に留意すること。4点目として、必要箇

所にガードマン等を配置し、児童生徒の安全確保に努めること。この以上の4つの指示 事項を出しまして、事業者から対応する旨の回答をいただいておりました。

具体的な方法等につきましては、事業者で検討し実施をされたところでございます。今般、実施されました交通安全対策といたしましては、片側交互通行で工事用信号機を設置し誘導するとともに、工事看板を設置いたしまして、注意喚起をされたということでございます。しかしながら、ご指摘もございましたように床版設置工事の施工時におきまして、地元自治会等からもご連絡をいただきましたが、工事用信号機の停止位置が適当でないということや、住宅地内から出る際の工事用信号機が確認できないことなど工事用信号機の設置に伴う時間帯の渋滞などの支障が生じたということでございました。このことから、現場の状況を確認をいたしまして、至急、事業者へ連絡をし必要な対策を講じるよう伝えました結果、事業者におきまして住宅地内から確認できる工事用信号機の設置や通勤・通学時間帯のガードマンの設置等の対策が講じられたということでございます。

- ○議長(坂口徹君) 4番、小城議員。
- ○4番(小城世督君) ありがとうございます。今の答弁を受けましてですね、工事開始前 に町と協議し、安全確認等できたのではないかと考えます。今後の町としての対策をお 聞かせください。
- ○議長(坂口徹君) 植村都市建設部長。
- ○都市建設部長(植村俊彦君) 開発行為に伴います事前協議におきましては、工事施工者が決まっていないことが多く、開発事業者から交通安全対策につきまして詳細な計画を提示することが困難な状態でありますことから、包括的な協議としての交通安全の確保に努めるよう協議をいたしたところでございます。しかしながら、質問者ご指摘のとおり、通学時間帯など交通量の多い地域であることを鑑みますと、今後におきましては開発行為に係る工事着手前の諸手続の中で、交通安全対策に係る業者との協議を綿密に行いまして、警察とも連携を図りながらその指導の徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申しあげます。
- ○議長(坂口徹君) 4番、小城議員。
- ○4番(小城世督君) ありがとうございます。この件に関しましては、今後この場所は片側通行は終わりまして、今後こういった場所が出てくるに当たり、町としてできることを最善を尽くしていただいて安全に留意していただいてやっていただきたいと思います。本当に雨の時間帯ですとか、ちょうどこれ入学シーズンであったので、やはり入学者等

の児童がやはり心配をされていたということもあります。交通渋滞も激しくなっておりましたので、その辺を理解していただき、また工事看板等の設置場所であるとか景観の関係をしっかり守っていただいて、今後やっていただきたいという要望にかえさせていただいて、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、3番の質問に移らせていただきます。3番の質問は投票率について、1 8歳、19歳の投票率についてでございます。また、斑鳩町の投票率の低下に対する今 後の取り組みについてお伺いいたします。

まずですね、選挙権の年齢の引き下げが2016年、平成28年6月19日に施行され、同年6月22日から適用されました。斑鳩町の18歳及び19歳の投票率は全国平均と比較してどのような状況となっていますか、お聞かせ願えますか。

- ○議長(坂口徹君) 仲村選挙管理委員会書記。
- ○選挙管理委員会書記(仲村佳真君) 18歳及び19歳の投票率に関するご質問でござ います。議員おっしゃいましたように、公職選挙法の改正に伴いまして、平成28年6 月から選挙権年齢が18歳以上へと引き下げされました。その後、今日まで本町では、 平成28年7月に第24回参議院議員通常選挙が、平成29年10月に第48回衆議院 議員総選挙及び斑鳩町長選挙が、そして本年4月に統一地方選挙が執行されたところで ございます。このうち18歳及び19歳の投票率に関する統計資料が公表されておりま す平成28年7月の参議院議員通常選挙の選挙区、平成29年10月の衆議院議員総選 挙の小選挙区の結果に基づき、全体の投票率と本町の投票率の状況とを比較いたしまし たところ、初めに平成28年の参議院通常選挙では全ての年代を通じた全国の投票率が 54.70パーセントでありましたが、斑鳩町は59.23パーセントであり斑鳩町が 約5ポイント高くなっております。このうち18歳の投票率につきましては全国の投票 率が51.28パーセントでありましたが、斑鳩町は56.51パーセントと約5ポイ ント高く、19歳の投票率につきましては全国の投票率が42.30パーセントであり ましたが、斑鳩町では50パーセントちょうど、約8ポイント上回る結果となっており ます。次に、平成29年の衆議院議員総選挙では全体の投票率は全国では53.68パ ーセントでありましたが、斑鳩町では65.38パーセントであり、斑鳩町が約12ポ イント高い結果となっております。このうち18歳の投票率につきましては全国の投票 率が47.87パーセントでありましたが、斑鳩町は60.12パーセントと約12ポ イント高く、19歳の投票率につきましては全国の投票率が33.25パーセントであ りましたが、斑鳩町では49.81パーセントと約17ポイント上回る結果となってお

り、どちらの選挙におきましても本町の投票率につきましては全体投票率と同様に18 歳及び19歳の若い世代の投票率も高い結果となっております。

- ○議長(坂口徹君) 4番、小城議員。
- ○4番(小城世督君) ありがとうございます。全国平均からすると、18歳、19歳は高いことが今のご答弁においてわかりました。ですが、斑鳩町では今回の町議会議員の選挙を見ましても低下しているところを受けます。斑鳩町では投票率の向上に向けてどのような取り組みが行われているかお聞かせ願えますでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 仲村選挙管理委員会書記。
- ○選挙管理委員会書記(仲村佳真君) 投票率の向上に向けた取り組みについてのご質問でございます。斑鳩町の選挙管理委員会におきましてはJR法隆寺駅自由通路への投票を呼びかける内容の横断幕の設置や啓発物品の配布、選挙期日における広報車での周知巡回等、選挙への関心を高め投票率向上に向けた取り組みを積極的に行っているところでございます。こうした取り組みに加え、若い世代の方を対象とした取り組みといたしましては、町内在住の新たに選挙権年齢に到達する方に対しまして選挙や投票の仕組みについて、わかりやすく書かれた冊子を個別にお送りをさせていただいております。

また、昨年度は奈良県選挙管理委員会と連携し県立法隆寺国際高等学校において実施された選挙に関する出前授業に本町の選挙管理委員会書記も参加をし、啓発活動を行っており、昨年11月7日、14日の2日間で同校の2年生312人を対象に投票手順等の講義及び模擬投票を実施したところでございます。さらに、本町では子ども模擬議会の開催、各小学校、中学校への明るい選挙啓発ポスターの募集や、成人式での選挙啓発冊子の配布等の実施を通じまして、若い世代への選挙に対する関心を高める取り組みを本町教育委員会とも連携をして行っているところでございます。

今後におきましても、若い世代も含め全ての世代がひとしく暮らしやすい社会づくりのため、幅広い年齢層に対しまして選挙への関心を高めていけるよう啓発活動を充実してまいりたいと考えております。

- ○議長(坂口徹君) 4番、小城議員。
- ○4番(小城世督君) ありがとうございます。今、ご答弁いただいた中からも、いろいろな施策を行っておられ、若者に対する投票の取り組み、しっかりとこれからも行っていただきたいと思います。最後に、投票区ですね、区割りや期日前投票の場所等の見直し計画等はございますでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 仲村選挙管理委員会書記。

- ○選挙管理委員会書記(仲村佳真君) 初めに、投票所の区割りとして投票場所及び投票区の見直しについてでありますが、本町におきましては平成24年12月に執行されました衆議院議員総選挙に際しまして第4投票区に関して斑鳩町立あゆみの家から斑鳩町総合保健福祉会館機能回復訓練コーナーへの変更が直近の変更となっておりまして、現時点におきましては投票場所及び投票区につきましての具体の見直し計画はございません。次に、期日前投票の投票所の実施場所の見直しについてでありますが、こちらに関しましても現時点において見直しの計画がございませんが、現在、期日前投票は斑鳩町役場の1階第2会議室で実施しているところでございまして、この4月に執行されました統一地方選挙におきまして期日前投票所で混雑するといった状況はございませんでしたが、期日前投票者数につきましては、近年増加傾向にございますことから、期日前投票所の実施場所につきましてはその状況を勘案しながら適宜、検討してまいりたいと考えております。
- ○議長(坂口徹君) 4番、小城議員。
- ○4番(小城世督君) ご答弁、理解いたしました。斑鳩町議会議員選挙だけ見ますと、平成3年、30年前は約70パーセント以上の投票率、そこから順に60パーセント台、前回の選挙では55パーセントと、どんどんやっぱり低下してきているということ。また、期日前投票がふえてきているということでやはり混雑するとですね、やはり投票したいと思ってても、投票しようという意思で来てても混んでいるからやめようとか、投票の低下につながると思いますので、その辺をしっかりと考えていただいて、今後の対策をしていただきたいと思います。これも要望といたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
- ○議長(坂口徹君) 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をよろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

(午前10時50分 散会)